

学生のみなさん  
ご存じですか？

## 令和2年4月より受動喫煙対策が強化されます

令和2年4月1日から健康増進法・兵庫県受動喫煙防止条例が改正され、特に未成年者（20歳未満）の受動喫煙対策がより強化されます。

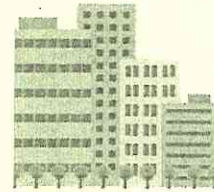
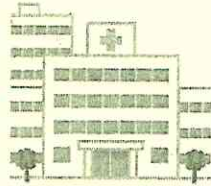
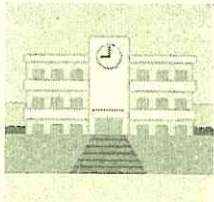
受動喫煙とは、火のついたタバコから出る煙（副流煙）や喫煙者が吐き出した煙（呼出煙）を吸うことです。副流煙や呼出煙には高濃度の有害物質が含まれています。

Q: どうして未成年者の受動喫煙対策が強化されたの？

A: たばこの煙は発育の過程にある未成年者の健康に悪影響を及ぼします。そのため、未成年者に受動喫煙を生じさせないようにすることが大切だからです。

今回の改正では、施設の種類ごとに喫煙できる場所と喫煙できない場所が決められています。喫煙できる場所には、未成年者は立ち入ることができず、施設管理者も未成年者を立ち入らせることはできません。

### 学校・病院、多くの人が行く行政施設は敷地内禁煙です！！



### 以下はすべて法律もしくは条例違反になります！！



未成年者が同じ部屋・同じ車にいるときの喫煙

未成年者の“店内喫煙可能飲食店”への入店

未成年者の“店内喫煙可能飲食店”でのアルバイト

受動喫煙のない社会を作るためには  
皆さんひとりひとりの意識が大切です。

自分自身のからだは自分で守りましょう！

【受動喫煙に関する問い合わせ先】  
姫路市保健所健康課 健康増進担当  
電話：079-289-1697

